

議案第 18 号

境港市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定について

境港市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(境港市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 境港市職員の退職手当に関する条例（昭和29年境港町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第6項第2号中「地方独立行政法人法第55条」を「地方独立行政法人法第8条第1項第5号」に改める。

(境港市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 境港市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年境港市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附則第27項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第3条 境港市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年境港市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 退職手当支給率の引き下げ

支給割合に乗じる調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げる。

退職手当額 = 退職日の給料月額 × 退職手当支給率 + 調整額 (職責等に応じた加算)



退職手当支給率 = 支給割合 (勤続年数・退職事由に応じた率) × 調整率

2 施行期日

平成30年4月1日

議案第 19 号

境港市集落営農活性化基金条例を廃止する条例制定について

境港市集落営農活性化基金条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市集落営農活性化基金条例を廃止する条例

境港市集落営農活性化基金条例（平成5年境港市条例第22号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年3月31日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 境港市集落営農活性化基金の廃止

平成5年に条例を制定し、運用してきた集落営農活性化基金について役目を終えたことから廃止する。（現在高は、906円）

2 施行期日

平成30年3月31日

議案第 20 号

境港市被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例制定
について

境港市被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市被災者住宅再建支援事業助成条例の一部を改正する条例

境港市被災者住宅再建支援事業助成条例（平成13年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名中「住宅再建」を「住宅再建等」に改める。

第1条中「、自然災害」を「、指定自然災害」に、「、被災者住宅再建支援金」を「、被災者住宅再建等支援金及び被災者住宅修繕促進支援金」に改める。

第2条第1項第1号中「自然災害 被災者生活再建支援法」を「指定自然災害 被災者生活再建支援法」に改め、同号ウ中「崩壊を招く」を「維持が困難になる」に改め、同項第4号中「自然災害」を「指定自然災害」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「自然災害」を「指定自然災害」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「自然災害（自然災害のうち法第2条第2号の政令で定める自然災害を除く。次号においても同じ。）」を「指定自然災害」に、「、次に掲げるものをいう」を「、次に掲げるもの（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）をいう」に改め、同号ア中「自然災害」を「指定自然災害」に、「居住する住宅（発生日の前日にその所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として市長が別に定める者が生活の本拠としていたものに限る。以下「居宅」という。）」を「居宅」に改め、同号イ及びウ中「自然災害」を「指定自然災害」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）居宅 指定自然災害が発生した日（以下「発生日」という。）の前日においてその所有者、所有者の3親等以内の親族、賃借人その他これらに準ずる者として市長が別に定めるものが生活の本拠としていた住宅をいう。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項第1号ア又はイの規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる世帯は、それぞれ当該各号に定める数をもって、住宅が全壊した1の世帯とみなす。

（1）住宅の被害割合が20パーセント以上である世帯（住宅が全壊したもの及び次号に掲げるものを除く。） 2

（2）住宅が床上に達する浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯 3

第3条を次のように改める。

（支援金の交付）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる支援金を予算の範囲内で交付する。

（1）被災者住宅再建等支援金（別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者であって、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに

対して交付する同表の第5欄に定める額)

- (2) 被災者住宅修繕促進支援金（指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主又は当該居宅の所有者（被災者住宅再建等支援金（別表第8号に係るものを除く。）の交付を受ける者を除き、市長が別に定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する2万円以上の支援金をいう。）

別表を次のように改める。

別表（第3条、第4条関係）

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付定額
(1) 全壊世帯の居宅に代わる住宅を市内に建設又は購入（賃貸住宅にあつては、市長が別に定めるものに限る。）	3年	全壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（市長が別に定めるものに限る。）	2年	300万円（単数世帯については、225万円）
(2) 全壊世帯の居宅の補修				200万円（単数世帯については、150万円）
(3) 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅を市内に建設又は購入（賃貸住宅にあつては、市長が別に定めるものに限る。）	3年	大規模半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（市長が別に定めるものに限る。）	2年	250万円（単数世帯については、187万5,000円）
(4) 大規模半壊世帯の居宅の補修				150万円（単数世帯については、112万5,000円）
(5) 半壊世帯の居宅に代わる住宅を市内に建設又は購入（賃貸住宅にあつては、市長が別に定めるものに限る。）	3年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（市長が別に定めるものに限る。）	2年	100万円（単数世帯については、75万円）
(6) 半壊世帯の居宅の補修				2年

				については、75万円)を限度とする。)
(7)一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者(市長が別に定めるものに限る。)	1年	補修に要する経費(30万円を限度とする。)
(8)指定自然災害により損壊した擁壁その他の市長が別に定める構造物であって、発生日の前日において現に生活の本拠とされていた住宅に重大な損害を及ぼすおそれのあるものの補修	2年	当該構造物の所有者、管理者又は占有者(市長が別に定めるものに限る。)	1年	補修に要する経費に3分の2を乗じて得た額(100万円を限度とする。)
(9)(1)から(8)までに掲げるもののほか、市長が別に定める事業	市長が別に定める期間	市長が別に定める世帯	市長が別に定める期間	市長が別に定める額

備考

- 1 この表において「単数世帯」とは、法第3条第2項に規定する単数世帯をいう。
- 2 この表の(1)から(8)までに掲げる住宅の建設若しくは購入又は居宅の補修について契約を締結する場合にあっては、発生日以後に当該契約を締結したものに限る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年12月26日から適用する。

(参 考)

主 な 内 容

1 被災者住宅再建支援事業の拡充（第2条、第3条及び別表関係）

被災者住宅再建等支援金の支給対象に半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入等を追加し、併せて、対象者に賃貸住宅の所有者等を追加する。また、軽微な被害に対する被災者住宅修繕促進支援金を新設し、被災者の住宅再建等に係る支援の拡充を図るため所要の改正を行う。

2 施行期日

公布の日から施行し、平成29年12月26日から適用

議案第 21 号

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険税条例（昭和34年境港市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「所得割額及び資産割額」を「所得割額」に改める。

第4条第1項中「100分の8.06」を「100分の8.68」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条中「2万5,000円」を「2万5,600円」に改める。

第6条の2中「2万6,200円」を「3万円」に、「1万3,100円」を「1万5,000円」に、「1万9,650円」を「2万2,500円」に改める。

第7条中「100分の2.55」を「100分の2.75」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第8条の2中「7,500円」を「7,700円」に改める。

第8条の3中「7,000円」を「8,000円」に、「3,500円」を「4,000円」に、「5,250円」を「6,000円」に改める。

第9条中「100分の2.43」を「100分の2.62」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第10条の2中「9,200円」を「9,400円」に改める。

第10条の3中「5,300円」を「6,000円」に改める。

第22条第1号ア中「1万7,500円」を「1万7,920円」に、同号イ（ア）中「1万8,340円」を「2万1,000円」に、同号イ（イ）中「9,170円」を「1万500円」に、同号イ（ウ）中「1万3,755円」を「1万5,750円」に、同号ウ中「5,250円」を「5,390円」に、同号エ（ア）中「4,900円」を「5,600円」に、同号エ（イ）中「2,450円」を「2,800円」に、同号エ（ウ）中「3,675円」を「4,200円」に、同号オ中「6,440円」を「6,580円」に、同号カ中「3,710円」を「4,200円」に改め、同条第2号ア中「1万2,500円」を「1万2,800円」に、同号イ（ア）中「1万3,100円」を「1万5,000円」に、同号イ（イ）中「6,550円」を「7,500円」に、同号イ（ウ）中「9,825円」を「1万1,250円」に、同号ウ中「3,750円」を「3,850円」に、同号エ（ア）中「3,500円」を「4,000円」に、同号エ（イ）中「1,750円」を「2,000円」に、同号エ（ウ）中「2,625円」を「3,000円」に、同号オ中「4,600円」を「4,700円」に、同号カ中「2,650円」を「3,000円」に改め、同条第3号ア中「5,000円」を「5,120円」に、同号イ（ア）中「5,240円」を「6,000円」に、同号イ（イ）中「2,620円」を「3,000円」に、同号イ（ウ）中「3,930円」を「4,500円」に、同号ウ中「1,500円」を「1,540円」に、同号エ（ア）中「1,400円」を「1,600円」に、同号エ（イ）「700円」を「800円」に、同号エ（ウ）中「1,050

円」を「1,200円」に、同号オ中「1,840円」を「1,880円」に、同号カ中「1,060円」を「1,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の境港市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 国民健康保険税額の算定における資産割額の廃止（第3条、第5条、第8条及び第10条関係）

国民健康保険税額の算定において、資産割額（以下「資産割」という。）に関する規定を削除し、その算定方式を、所得割額（以下「所得割」という。）、被保険者均等割額（以下「均等割」という。）及び世帯別平等割額（以下「平等割」という。）の合算額による方式に改める。

2 国民健康保険税の税率の改定（第4条、第6条、第6条の2、第7条、第8条の2、第8条の3、第9条、第10条の2及び第10条の3関係）

国民健康保険税額を構成する基礎課税額（以下「医療分」という。）、後期高齢者支援金等課税額（以下「後期分」という。）及び介護納付金課税額（以下「介護分」という。）について、所得割、均等割及び平等割の税率を次のように改める。

		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	平等割	
						特定世帯	特定継続世帯
現 行	医療分	8.06	24.73	25,000	26,200	13,100	19,650
	後期分	2.55	7.55	7,500	7,000	3,500	5,250
	介護分	2.43	8.00	9,200	5,300	5,300	5,300
	計	13.04	40.28	41,700	38,500	21,900	30,200
改 正 後	医療分	8.68	0	25,600	30,000	15,000	22,500
	後期分	2.75	0	7,700	8,000	4,000	6,000
	介護分	2.62	0	9,400	6,000	6,000	6,000
	計	14.05	0	42,700	44,000	25,000	34,500

※介護分の平等割における特定世帯及び特定継続世帯、並びにそれ以外の世帯に係る額は、同額である。

3 国民健康保険税額の軽減額の改定（第22条関係）

国民健康保険税率の改定に伴い、均等割及び平等割に係る減額する額を、次のように改める。

【均等割】

(円)

	軽減割合	医療分	後期分	介護分	計
現 行	7割	17,500	5,250	6,440	29,190
	5割	12,500	3,750	4,600	20,850
	2割	5,000	1,500	1,840	8,340
改 正 後	7割	17,920	5,390	6,580	29,890
	5割	12,800	3,850	4,700	21,350
	2割	5,120	1,540	1,880	8,540

【平等割】

(円)

		軽減割合	医療分	後期分	介護分	計
現 行	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	7割	18,340	4,900	3,710	26,950
		5割	13,100	3,500	2,650	19,250
		2割	5,240	1,400	1,060	7,700
	特 定 世 帯	7割	9,170	2,450	3,710	15,330
		5割	6,550	1,750	2,650	10,950
		2割	2,620	700	1,060	4,380
	特 定 継 続 世 帯	7割	13,755	3,675	3,710	21,140
		5割	9,825	2,625	2,650	15,100
		2割	3,930	1,050	1,060	6,040
改 正 後	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	7割	21,000	5,600	4,200	30,800
		5割	15,000	4,000	3,000	22,000
		2割	6,000	1,600	1,200	8,800
	特 定 世 帯	7割	10,500	2,800	4,200	17,500
		5割	7,500	2,000	3,000	12,500
		2割	3,000	800	1,200	5,000
	特 定 継 続 世 帯	7割	15,750	4,200	4,200	24,150
		5割	11,250	3,000	3,000	17,250
		2割	4,500	1,200	1,200	6,900

※介護分の平等割における特定世帯及び特定継続世帯、並びにそれ以外の世帯に係る額は、同額である。

4 施行期日

平成30年4月1日

議案第 22 号

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市国民健康保険条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険条例（昭和34年境港市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に改め、同条中「国民健康保険」を「国民健康保険の事務」に、「、法令で」を「、法令に」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 鳥取県の国民健康保険運営協議会との区別（第1条及び第2条関係）

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、平成30年度から新たに鳥取県が保険者となることにより、鳥取県においても国民健康保険運営協議会が置かれる。

その協議会との区別をするため所要の改正を行う。

2 施行期日

平成30年4月1日

議案第 23 号

境港市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定について

境港市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

境港市国民健康保険基金条例（平成14年境港市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、医療費の増大等により財源が著しく不足するときにおいて、保険給付の財源」を「、国民健康保険事業の財源」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 処分要件の変更（第6条関係）

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、平成30年度から、鳥取県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、県が決定した納付金の総額をもとに、市町村が保険税（料）を賦課・徴収し、県に納付金として納める仕組みとなる。

これにより、国民健康保険基金の処分について、これまで保険給付に限定していた要件を、納付金等の国民健康保険事業の財源に充当できるように処分要件を改める。

2 施行期日

平成30年4月1日

議案第 24 号

境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について

境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例

境港市児童クラブ条例(平成13年境港市条例第6号)の一部を次のように改正する。
第2条を次のように改める。

(名称、位置及び対象校)

第2条 クラブの名称、位置及び対象校は、次のとおりとする。

名称	位置	対象校
渡児童クラブ	境港市渡町1424番地	渡小学校
外江児童クラブ	境港市外江町2105番地	外江小学校
境児童クラブ	境港市湊町27番地	境小学校
上道児童クラブ	境港市上道町3026番地	上道小学校
余子児童クラブ	境港市竹内町3117番地	余子小学校
中浜児童クラブ	境港市小篠津町450番地	中浜小学校
誠道児童クラブ	境港市誠道町2062番地	誠道小学校

第3条第1項を次のように改める。

クラブの入会対象者は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童であって、前条に規定するクラブの対象校に通学する小学校1年生から6年生までの児童とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 児童クラブの入会対象児童の拡大（第2条及び第3条関係）
渡児童クラブ及び中浜児童クラブについて、対象学年を次のとおり拡大する。
〔現 行〕 1年から3年まで
〔改正後〕 1年から6年まで

- 2 施行期日
平成30年4月1日

議案第 25 号

境港市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

境港市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

境港市老人福祉センター条例（昭和57年境港市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、3年」を「、5年」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

- 1 老人福祉センターにおける指定管理期間の延長（第4条関係）
指定管理期間を「3年」から「5年」に延長する。
- 2 施行期日
平成31年4月1日

議案第 26 号

境港市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

境港市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市介護保険条例の一部を改正する条例

境港市介護保険条例（平成12年境港市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第1号中「37,300円」を「38,200円」に改め、同条第2号中「54,500円」を「55,800円」に改め、同条第3号中「54,500円」を「55,800円」に改め、同条第4号中「67,200円」を「68,800円」に改め、同条第5号中「74,700円」を「76,500円」に改め、同条第6号中「89,600円」を「91,800円」に、同号ア中「〔合計所得金額〕という。）」を「〔合計所得金額〕という。）」（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」に改め、同条第7号中「97,100円」を「99,400円」に改め、同号ア中「190万円未満」を「200万円未満」に改め、同条第8号中「112,000円」を「114,700円」に改め、同号ア中「290万円未満」を「300万円未満」に改め、同条第9号中「126,900円」を「130,000円」に改め、同号ア中「500万円未満」を「400万円未満」に改め、第10号中「134,400円」を「168,300円」に改め、同号を同条第13号とし、同条第9号の次に次の3号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 137,700円

ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 145,300円

ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 153,000円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第2条に次の1項を加える。

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年

度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、34,400円とする。

第9条第1項に次の1号を加える。

(5) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第63条の規定の適用を受ける者

第11条中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）を「法」に改める。

第13条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第6条及び第7条中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」を「租税特別措置法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の境港市介護保険条例第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 保険料率の改定（第2条関係）

現 行			改正後		
段階	割合	保険料 (年額)	段階	割合	保険料 (年額)
第1段階	基準額 ×0.50	37,300円	第1段階	基準額 ×0.50	38,200円
第2段階	基準額 ×0.75	54,500円	第2段階	基準額 ×0.75	55,800円
第3段階	基準額 ×0.75	54,500円	第3段階	基準額 ×0.75	55,800円
第4段階	基準額 ×0.90	67,200円	第4段階	基準額 ×0.90	68,800円
第5段階	基準額	74,700円	第5段階	基準額	76,500円
第6段階	基準額 ×1.20	89,600円	第6段階	基準額 ×1.20	91,800円
第7段階	基準額 ×1.30	97,100円	第7段階	基準額 ×1.30	99,400円
第8段階	基準額 ×1.50	112,000円	第8段階	基準額 ×1.50	114,700円
第9段階	基準額 ×1.70	126,900円	第9段階	基準額 ×1.70	130,000円
			第10段階	基準額 ×1.80	137,700円
第10段階	基準額 ×1.80	134,400円	第11段階	基準額 ×1.90	145,300円
			第12段階	基準額 ×2.00	153,000円
			第13段階	基準額 ×2.20	168,300円

2 法令による判定指標見直しに伴う規定の整理（第2条関係）

介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料率の特例の判定に、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いる。

3 低所得者の保険料率の軽減（第2条関係）

低所得者に対する軽減強化を図り、その保険料（年額）を34,400円に軽減する。

4 被収容者に対する保険料の減免（第9条関係）

被収容者に対する介護については、公費により必要な対応がなされるため、法第63条により、保険給付が制限される場合がある。これを受けて、法第63条により一切の給付等がなされない場合には、被収容者に対する減免を実施する。

5 質問検査権の範囲の拡大に伴う規定の整理（第13条関係）

市町村の質問検査権について、第2号被保険者の配偶者若しくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者についてその対象となるよう範囲が拡大されたことに伴い、これらの者が正当な理由なしに物件の提出等を命ぜられてこれに従わない等の場合には、10万円以下の過料を科する対象とする。

6 施行期日

平成30年4月1日

議案第 27 号

境港市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する条例制定
について

境港市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47条第1項第1号、第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、境港市(以下「市」という。)における指定居宅介護支援事業所の指定等に関する基準等を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 指定居宅介護支援の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者がその選択に基づき、適切な指定居宅サービス等を総合的かつ効率的に受けることができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者その他の者との連携に努めなければならない。

(申請者に係る要件)

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(暴力団の排除)

第4条 前条の法人又はその役員若しくはその他の経営に事実上参画する者(居宅介護支援事業所の管理者を含む。)は、境港市暴力団排除条例(平成23年境港市条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者に該当するものであってはならない。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講じなければならない。

(人員及び運営に関する基準)

第6条 法第81条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める指定居宅介護支援の

事業の人員及び運営に関する基準は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 指定居宅介護支援事業所の指定等に関する基準等の整備

介護保険法の改正により、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村へ移譲されることになった。本指定に係る基準については、市町村が条例で定めることとされたため、指定等に関する基準等を規定する。

2 施行期日

平成30年4月1日

議案第 28 号

境港市農業委員会の委員等の定数を定める条例制定について

境港市農業委員会の委員等の定数を定める条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市農業委員会の委員等の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、境港市農業委員会の委員及び境港市農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(農業委員会の委員の定数)

第2条 境港市農業委員会の委員の定数は、9人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 境港市農地利用最適化推進委員の定数は、4人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年8月10日から施行する。

(境港市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 境港市農業委員会の選挙による委員の定数条例(昭和30年境港町条例第21号)は、廃止する。

(準備行為)

3 境港市農業委員会の委員の任命及び境港市農地利用最適化推進委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

4 境港市特別職の職員の給与に関する条例(昭和36年境港市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表2中

「

農業委員会の委員	会長	報酬	月額	47,000
	職務代理者			27,000
	委員			25,000

」を

「

農業委員会の委員	会長	報酬	月額	47,000
	職務代理者			27,000
	委員			25,000
農地利用最適化推進委員		報酬	月額	25,000

」に

改める。

(参 考)

主 な 内 容

1 農業委員会の農地利用最適化推進委員の新設

農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員会の役割が農地利用の最適化の推進のために強化され、新たに推進活動の主体となる農地利用最適化推進委員が設置されることとなった。これに伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定し、附則において、委員の報酬を改正する。

2 施行期日

平成30年8月10日

議案第 29 号

境港市公園条例の一部を改正する条例制定について

境港市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 28 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市公園条例の一部を改正する条例

境港市公園条例（昭和40年境港市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の5を第1条の6とし、第1条の4の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第1条の5 令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 運動施設の敷地面積の基準の規定（第1条の5関係）

都市公園法施行令の一部改正により、都市公園に設ける運動施設率（運動施設の敷地面積が当該都市公園の敷地面積に占める割合）の上限を、当該都市公園を設置する自治体が条例で定めることとされたことに伴い、当該割合を規定する。

2 施行期日

平成30年4月1日